

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)…
- 告示(選)
- 昭和六十三年東京都選挙管理委員会告示第七十四号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………
- 平成二年東京都選挙管理委員会告示第七十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

### 告示

●東京都告示第八百五十二号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき町田都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年六月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画緑地事業第三十三号小山片所谷戸緑地
- 三 事業施行期間 平成三十年六月十三日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 町田市小山町字二十号、字二十一号及び小山ヶ丘三丁目各案内 使用の部分 なし

### 東京都告示第八百五十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年六月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 日時 平成三十年六月二十八日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社A M C

(二) 代表者氏名 代表取締役 鈴木 和幸

(三) 主たる事務所の所在地 千代田区九段北一丁目十五番十四号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三一五七号

(五) 免許年月日 平成二十八年七月八日

- 一 日時 平成三十年六月二十八日 午後三時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社パディ

(二) 代表者氏名 代表取締役 藤原 寿豊

(三) 主たる事務所の所在地 港区赤坂二丁目二十一番八号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八〇二〇号

(五) 免許年月日 平成二十七年六月二十六日

- 一 日時 平成三十年六月二十八日 午後四時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社レイキャピタル

(二) 代表者氏名 代表取締役 林 卓

(三) 主たる事務所の所在地 千代田区神田美土代町九番地七

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六七一四号

(五) 免許年月日 平成二十六年六月十三日

### 東京都告示第八百五十四号

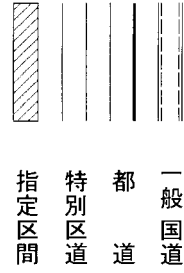
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成三十年六月十三日

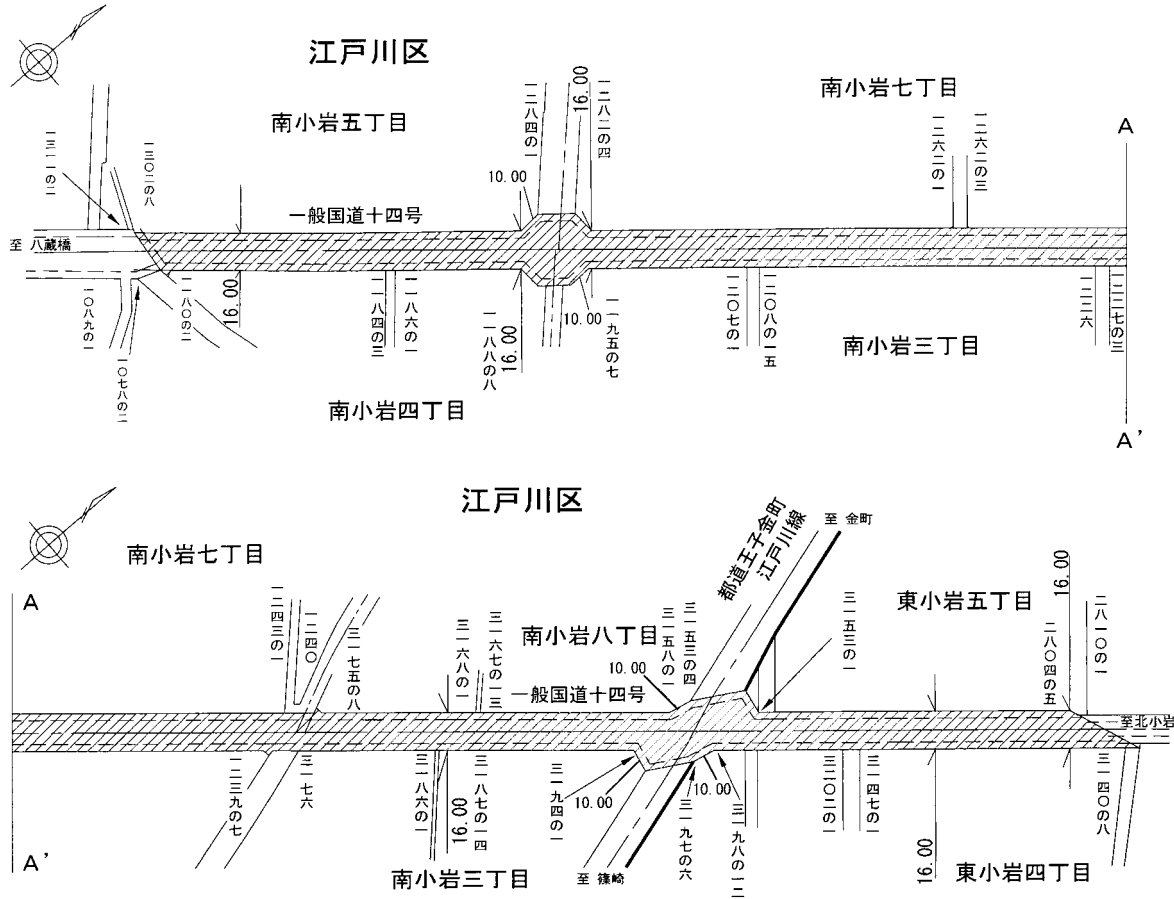
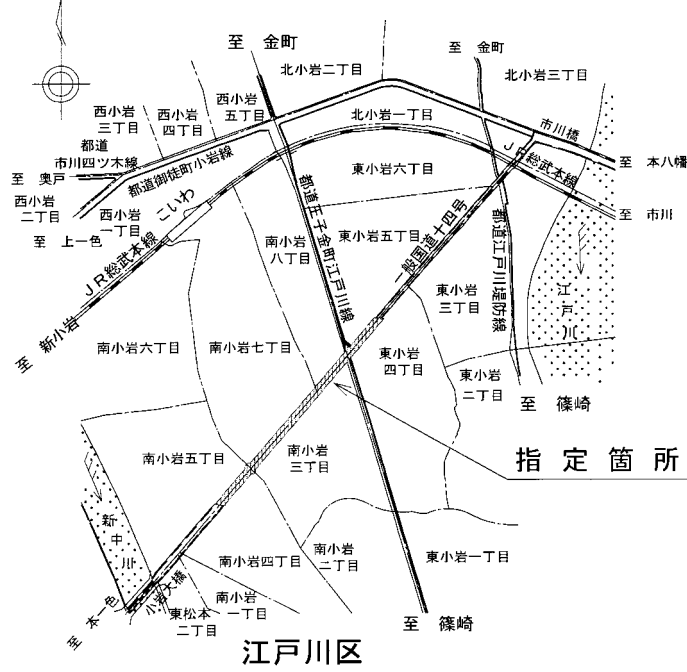
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
一般国道十四号

江戸川区南小岩五丁目～東小岩四丁目



(電線共同溝予定名称 国道十四号・四号)  
延長 八八一・九六メートル



一 路線名

一般国道十四号

東京都知事 小池 百合子

二 指定する区間

江戸川区南小岩五丁目千三百二番八地  
先から同区東小岩四丁目千三百四十番

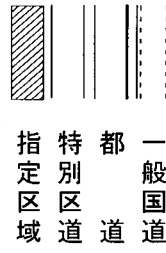
三 指定の概要

八地先まで  
別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道新荒川堤防線  
江戸川区平井四丁目～平井二丁目地内

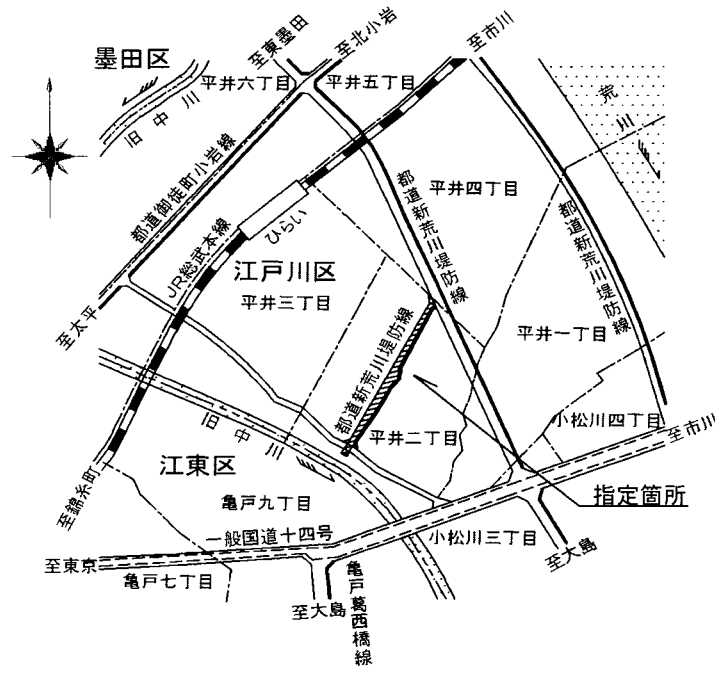
延長 五〇二・六五メートル  
（電線共同溝予定名称 新荒川堤防線・六号）



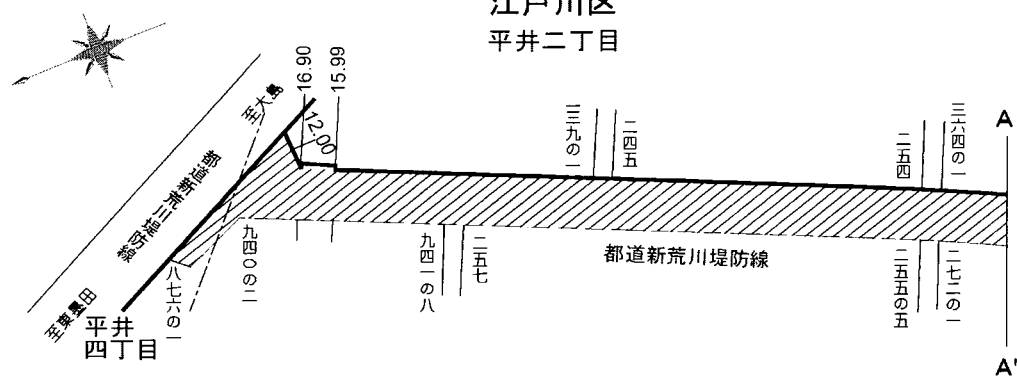
●東京都告示第八百五十五号  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。  
平成三十年六月十三日  
東京都知事 小池百合子  
一 路線名  
都道新荒川堤防線

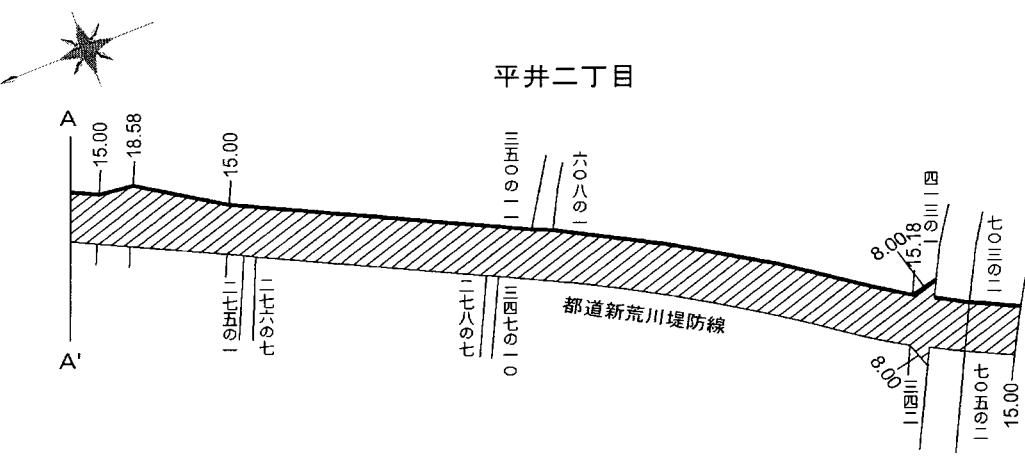
二 指定する区間  
江戸川区平井四丁目八百七十六番一地  
先から同区平井二丁目七百五番二地内  
まで  
三 指定の概要  
別図表示のとおり



江戸川区  
平井二丁目



平井二丁目



告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、都政を革新する会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（昭和六十三年東京都選挙管理委員会告示第七十四号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年六月十三日

東京都選挙管理委員会

都政を革新する会の部1収入総額の項中「8,620,000」を「14,933,936」に、「15,000」を「28,936」に、「8,605,000」を「14,905,000」に改め、同部の支出総額の項中「8,238,258」を「14,415,474」に、「381,742」を「518,462」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「5,300,000」を「11,600,000」に、「2,500,000」を「8,800,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「4,993,100」を「11,170,316」に、「  
「 伝事業費 3,439,100」を  
「 伝事業費 3,439,100  
その他の経費 6,177,216」に  
改め、同部5寄附の内訳（年間100万円を超えるもの）の項中  
「（寄附者）（金額）（住所・所在地）」を  
「（寄附者）（金額）（住所・所在地）」  
（個人分） 円 に

長谷川 英憲 1,500,000 杉並区  
結柴 誠一 1,500,000 杉並区  
富永 茂夫 1,500,000 杉並区  
改め、同項の次に次のように加える。

6 資産の内訳

土地  
（所在）（取得年月日）  
杉並区 昭和60年6月10日  
（面積）（取得の価格） 円  
115,70㎡ 35,000,000  
（所在）（取得年月日）  
杉並区 昭和61年9月30日  
（面積）（取得の価格） 円  
132,23㎡ 60,000,000  
建物  
（所在）（取得年月日）  
杉並区 昭和61年11月21日  
（床面積）（取得の価格） 円  
211.54㎡ 2,000,000  
借入金（借入残高） 円  
借入金（借入先）  
国民金融公庫 18,760,620  
（借入先）（借入残高） 円 に

帝都信用金庫 49,173,491  
（借入先）（借入残高） 円  
長谷川 英憲 12,000,000

●東京都選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、都政を革新する会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二年東京都選挙管理委員会告示第七十七号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年六月十三日

東京都選挙管理委員会

都政を革新する会の部1収入総額の項中「10,406,742」を「112,743,462」に、「381,742」を「518,462」に、「10,025,000」を「112,225,000」に改め、同部の支出総額の項中「10,297,156」を「110,052,881」に、「109,586」を「2,690,581」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「個人の党費・会費（1,455人） 1,455,000」を「個人の党費・会費（1,455人） 1,455,000」に改め、同部5寄附の内訳の項中「個人分 6,200,000」を「個人分 6,200,000」に、「借入金 8,000,000」を「借入金 8,000,000」に、「借入金 8,000,000」を「借入金 8,000,000」に、「借入金 10,400,000」を「借入金 10,400,000」に、「借入金 8,000,000」を「借入金 8,000,000」に、「借入金 96,000,000」を「借入金 96,000,000」に

改め、同部4支出の内訳の項中「4,496,606」を「21,296,606」に、「2,328,000」を「19,128,000」に、「5,800,550」を「88,756,275」に、「2,000,000」を「84,955,725」に改め、同項の次に次のように加える。

5 寄附の内訳 (年間100万円を超えるもの)

(寄附者)	(金額)	(住所・所在地)
(個人分)	円	
長谷川 英憲	1,500,000	杉並区
結柴 誠一	1,500,000	杉並区
富永 茂夫	1,500,000	杉並区

6 資産の内訳

土地	(取得年月日)	
(所在)		
杉並区	昭和60年6月10日	
(面積)	(取得の価格)	
115.70㎡	円	
(所在)		
杉並区	昭和61年9月30日	
(面積)	(取得の価格)	
132.23㎡	円	
建物	(取得年月日)	
(所在)		
杉並区	昭和61年11月21日	
(床面積)	(取得の価格)	
79.32㎡	円	
		3,800,000

(所在)	(取得年月日)
杉並区	昭和63年12月24日
(床面積)	(取得の価格)
364.5㎡	円

借入金	15,000,000
(借入先)	(借入残高)
地銀生保住宅ローン協	円
	96,000,000

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したため、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 東急自由が丘ビル
- 二 店舗所在地 目黒区自由が丘一丁目六番九号
- 三 設置者名 東京急行電鉄株式会社
- 四 意見

ア 聴取者 目黒区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成三十年五月二十五日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成三十年六月十三日から同年七月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
リサイクルできます。